

自動運転移動サービス実証実験支援業務委託仕様書

本仕様書は、茅ヶ崎市(以下、「発注者」という。)が実施する「自動運転移動サービス実証実験支援業務」(以下、「本業務」という。)について定めるものである。

1 目的

本業務は、レベル2自動運転移動サービスの実証運行を通じて、自動運転移動サービスがコミュニティバスえぼし号の運行を維持するための一つの手段となりうるのかの検証を行うものである。

2 遵守事項

本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令等のほか、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)の交付規程、公募要領の内容を遵守すること。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年2月 27日(金)までとする。

4 実証運行

(1) ルート

ルートは、下図のとおり、茅ヶ崎市立病院～松風台～JR 相模線香川駅(以下「香川駅」という。)とし、1日4回往復すること。



(2)利用者の乗降及び運行ダイヤについて

利用者は、茅ヶ崎市立病院、香川駅及びルート上の1地点以上において乗降できることとする。利用者は、事前に募集(予約制)するものとし、利用者の募集、決定、乗車する車両の割り振り、予約の変更、利用者から予約に関する問い合わせの対応、予約のキャンセル対応等は受注者において対応すること。

乗降場所及び運行ダイヤは、発注者と受注者の協議の上、決定する。

(3)運行期間

運行は、次の期間を予定している。

- ① 関係者試乗運行期間:令和7年12月下旬(1日)
- ② 一般運行期間:令和8年1月から21日間程度
- ③ 特段の理由がある場合には、運休について発注者と協議の上、決定するものとする。

(4)運賃

「(3)運行期間」における全ての運行は、無償運行とする。

(5)運転自動化レベル

運転自動化レベルは、レベル2とする。受注者は、必要な運転免許等を保有するオペレーターを車内に配置し、周囲の交通の状況に応じ、適宜手動運転をすること。ただし、香川駅付近の踏切を横断する際及び緊急車両を認知した際には、必ずオペレーターによる手動操作に切り替えること。

(6)運行車両

運行車両は、受注者が用意すること。

なお、運行車両は「地元経済の発展」及び「車両不具合発生時の対応の迅速性」の観点から、茅ヶ崎市内に自動運転車両の製造工場を持つピクセルインテリジェンス株式会社製の「Robo bus」とすること。

また、運行車両には、実証運行していることについて周囲を走行している車両、歩行者及び住民にも分かるよう、ラッピングを施すこと。ラッピングのデザインは受注者が提案し、発注者と協議の上で決定する。

(7)運行車両の保管及び充電

一般運行期間において運行車両の保管及び充電のために茅ヶ崎市立病院の駐車場及び電源(200V)を使用することができる。なお、駐車場の利用料(利用日数に係る料金。運行時間中も料金が発生する)、充電設備の調達費用及び設置費用、充電を行う際の電気料金、原状回復に要する費用等は、全て受注者が負担すること。

なお、運行車両の保管及び充電は、茅ヶ崎市立病院以外の場所でも可能であるが、その場合における保管及び充電場所は受注者が確保するものとし、運行車両の保管、充電及び原状回復に要する費用等は、全て受注者が負担すること。

※茅ヶ崎市立病院は敷地内全面禁煙であるため、絶対に喫煙しないこと。

(8)事故等の緊急事態が発生した場合の対応

受注者は、事故等の緊急事態が発生した場合、直ちに運行を中止し、乗客の安全を確保し、車両を安全な場所に移動させる等、必要な措置を講じるとともに、警察及び消防等の関係機関及び発注者に速やかに報告すること。

なお、受注者は、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保しなければならない。

5 運行準備

受注者は、リスクアセスメント、3D マップの作成、運行車両のチューニング等、必要な準備を実施し、「4 実証運行」を確実に実施できるようにすること。

また、本業務の実施にあたり必要となる関係機関との協議及び関係法令に基づく手続きを確実に行うこと。

6 運行体制

受注者は、「4 実証運行」を実施するために必要な運行体制を整えること。その際、少なくとも下記の者を配置すること。

	役割
運転者	車両内に配置され、走行状況を判断して運行車両を操作する。
安全管理者	運行の安全を確保し、緊急事態が発生した場合は迅速に現地に赴く。
遠隔監視者	安全に運行できているか、車内外の状況を遠隔で監視する。
技術責任者	車両の技術的な事項に対して責任を有し、技術的な課題が発生した場合に対応する。

7 検証内容

受注者は、次の事項について検証を行うこと。

(1)本市の道路状況等への適合性

運行便毎の運行状況を記録すること。なお、記録には、少なくとも下記事項を記載し、運行ルートにおける道路状況及び交通状況に対する課題及び課題を解決するための方策を提案すること。

- ① 日にち
- ② 時間
- ③ 天気
- ④ 利用者数
- ⑤ 自動運転比率(距離ベース)
- ⑥ 渋滞発生時の状況とその対応(他の車両が追い越して走行した、等)
- ⑦ その他運行時に発生した課題

(2)インフラ連携の必要性

実証運行ルートにおいて路車協調システムの要否を検証し、将来的に当該ルートに自動運転移動サービスを導入することとなった場合の費用を算出すること。

(3)社会受容性

- ① 利用者等に対するアンケートを実施し、自動運転移動サービスの再度利用意向を把握すること。
- ② 将来的に自動運転移動サービスを実装した場合、無人運行となり、運賃はキャッシュレス決済での収受となることが想定されるため、キャッシュレス決済に対する許容について調査すること。

8 業務の実施

受注者は、業務の実施にあたり業務責任者(レベル2での実証運行に係る知見及び業務責任者として実証運行に携わった実績を有し、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために発注者と密に連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。)を定めること。

業務責任者は、契約締結日より一週間以内に業務工程表を、一か月以内に本業務の実施計画書を発注者に提出し、承認を得ること。なお、実施計画書には、少なくとも下記事項を記載しなければならない。

- ① 実施体制(実施体系図、役割、氏名、保有資格・経歴(業務責任者としてレベル2自

- 動運転の実証運行に携わった実績を含む)等)
- ② 使用車両等(車両仕様、自動車検査証、その他)
 - ③ 準備計画(打合せ方法、打合せ先関係機関一覧、必要手続き一覧等)
 - ④ 運行計画(ルート詳細、乗降計画(利用者の予約管理を含む)、ダイヤ、保管場所、充電方法等)
 - ⑤ 保険関係(証書の写し等)
 - ⑥ 安全対策(緊急事態発生時の対応フロー、緊急車両接近時の対応等)
 - ⑦ 環境配慮
 - ⑧ 社会受容性調査計画(アンケート項目、実施方法、評価分析の方法等)
 - ⑨ その他発注者が指示するもの

9 報告書

受注者は、一般運行期間終了後、「7 検証内容」の検証結果を報告書としてとりまとめ、発注者に提出すること。

10 補助事業の実績報告

受注者は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実証推進事業)の交付規程及び公募要領に基づく実績報告書(案)を作成し、発注者に提出すること。

11 成果品

成果品及び部数は以下のとおりとする。(提出期限:令和8年2月3日(火))

- (1)「9 報告書」の報告書2部及び電子データ(発注者の指定するデータ形式)
- (2)「10 補助事業の実績報告」の実績報告書(案)の電子データ(発注者の指定するデータ形式)
- (3)その他、発注者が必要と認めた資料一式

12 著作権

受注者は、成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ)を発注者に無償で譲渡するものとする。

また、著作権関係の紛争が生じた場合、受注者の責任において一切の処理をすること。なお、受注者が学会・イベント等で本業務の成果を発表する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。

13 守秘義務

- (1)受注者は、本業務の履行上知り得た秘密を、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えいし、又は開示してはならない。
- (2)受注者は、本業務の成果品を第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3)前2項の規定は、本業務が完了し、又はこの契約が解除された後も同様とする。

14 個人情報取り扱い

受注者は、本業務の履行に当たって、別添の「個人情報取扱特記事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

15 環境配慮事項

- (1)受注者は、別添の「C-EMS 活動方針」の趣旨を踏まえ、本業務の遂行においては別添の「エコオフィス行動ルール」に掲げる取組項目に配慮し、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するとともに環境関連法令、条例等を遵守すること。
- (2)本業務の履行に伴い車両を使用する場合は、エコドライブの実施を徹底するよう努めること。
- (3)発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

16 暴力団等排除事項

暴力団等及び暴力団等による不当介入については、これを排除するものとする。これにより受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

17 その他

受注者が、本業務を行うにあたり、本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書及びその他業務に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、その指示を受けるものとする。

以上